新歓を含む課外活動時におけるコロナ対策ガイドライン

2020年6月14日 京都大学新歓対策会議

目次

- 1. ガイドラインの趣旨
- 2. 全体ガイドライン
- [1]手洗い・うがいの実施
- [2]マスク着用
- [3]身体的距離
- [4]換気
- [5]物品の共有と消毒
- [6]新入生への勧誘活動
- [7]名簿管理
- [8]感染者対応
- 3. 屋外文化系団体ガイドライン
- [1]活動場所について
- [2]活動内容について
- 4. 屋内文化系団体ガイドライン
- [1]活動場所について
- [2]活動内容について
- 5. 屋外運動系団体ガイドライン
- [1]活動場所について
- [2]活動内容について
- 6. 屋内運動系団体ガイドライン
- [1]活動場所について
- [2]活動内容について

1. ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、新型コロナウイルスの流行が収束傾向にある中で、5月25日に政府が発表した 「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や5月27日に京都府が発表した「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」などに基づき、課外活動や新歓活動を再開するうえで感染対策として守るべきことを、学生自ら考えて決定したものです。

3月31日から現在に至るまで、京都大学は課外活動の自粛要請と、対面での新歓の事実上禁止を言い渡してきました。6月18日以降、これらの条項は緩和されていく見込みですが、通常通りの活動を再開するには尚早であり、依然課外活動に制限がかけられると予想されます。しかしながら、課外活動の当事者である学生と立場の異なる京都大学当局が一律で定めた基準では、活動内容の多岐にわたる課外活動において、不都合な部分が生じることがあります。感染症対策として効果の薄い条項が、ある団体の活動の本質を著しく損ねる場合もあるでしょう。

私達は、課外活動における感染症対策は、当事者である学生によって自主的に決定され、遵守されるべきであると考えます。課外活動の現場について最もよく理解し、実際の感染症対策を担う主体である学生自ら、感染症対策と課外活動の両立という目的を共有しながらガイドラインを制定・遵守することで、現場での不都合な不利益を最低限に抑えることができると思います。また、真に効果的な感染症対策の在り方について、学生自ら考えて実践することにもなるでしょう。

課外活動が停止されたことにより、学生間の交流が希薄になり、特に既存の人間関係を持たず慣れない環境で新生活を始めた新入生を中心に、先行きの見えない不安を抱える学生が多数現れました。1日でも早くこれらの学生の精神的健康を回復し、また学生の自主的活動に対する損失を最低限に抑えるため、私達はこのガイドラインに基づいた課外活動の再開を実施する予定です。

2. 全体ガイドライン

・衛生管理について

- [1]手洗い・うがいの実施
- -①活動開始と終了後および休憩中等適宜必要なタイミングに、手洗いとうがいを行う。
- -②手洗いは30秒以上とする。
- -③手洗いには石鹸(ポンプ型が望ましい)を用いる。
- -④手洗い後に参加者持参のタオルか使い捨てペーパータオルで手を拭く。
- -⑤手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用いる。

[2]マスク着用

活動の際はマスクを着用する、不可能な場合は咳エチケットを徹底する。

[3]身体的距離

適切な身体的距離をとる。詳細は活動内容ごとに定める。

[4]換気

可能な限り常時、困難な場合はこまめに換気を行う。詳細は活動内容ごとに定める。

[5]物品の共有と消毒

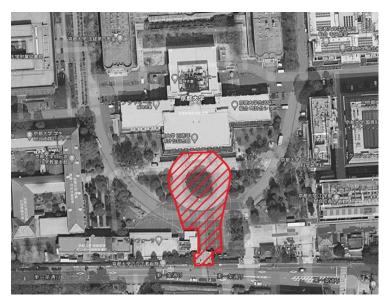
- -①レジュメ等は可能な限り電子的に共有する。
- -②物理的に物品を共有する際は物品を消毒する。消毒も不可能な場合は[1]後の清潔な手もしくは使い捨てビニール手袋等で衛生管理を行う。置きビラについては設置前までは共有物として扱い、消毒も不可能な場合に準ずる。
- -③衣装など身体に着用して使用する物品の共有は行わない。ただし、共有前に消毒を徹底でき、共有がやむを得ない場合(参加者へのユニフォーム貸し出し等)はこの限りではない。
- -④活動開始と終了後および休憩中等適宜必要なタイミングに、不特定多数が手で触れる環境表面(机、椅子等)を界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤、アルコール消毒剤を用いて清拭消毒する。

・クスノキ前の新歓活動、新歓の待ち合わせ場所について

[6]新入生への勧誘活動

- -①人の密集を防ぐため、クスノキ前を新歓の待ち合わせ場所として使用しない。待ち合わせ以外の勧誘活動は可能だが 1 サークルにつき 2 人までで行う。
- -②新歓の待ち合わせ場所にはクスノキ前以外の場所を用いる(総人広場、時計台から百万遍入り口への通路等)。待ち合わせ場所としてどこを使うかは自由で、クスノキ前から視認できるほど近くでも可能であり、クスノキ前からの誘導も可能である。
- -③新歓の待ち合わせ場所に待機できるのは各サークルにつき新入生含む6人までとする。 (歩行者、自転車、自動車の通行に配慮しつつ、距離を保つため。例年のように新入生をためず、随時活動場所に案内していくことを推奨する。)

- -④勧誘の際には大声を出さず、発声を最小限にとどめる。(拡声器等を活用することを推奨する。)
- -⑤[2]の通り、可能な限りマスクを着用する。
- -⑥[3]の通り、身体的距離2mを保つ。
- ⑦車両等の交通を妨げないよう配慮する。(車両を回避する場合⑥に注意する)
- 注)クスノキ前の定義は以下の画像の赤斜線の通りである。



赤斜線の部分(クスノキ前)が新歓の待ち合わせ禁止区域 待ち合わせ以外の勧誘活動は1サークルにつき2人までで行う

・参加者の健康状態について

[7]名簿管理

団体の代表者は活動毎に参加者から以下の事項を記載した書面の提出を求め、それを保管しておく。また関係部署から代表者の連絡先の提出を求められた際に対応できるよう用意しておく。(※1)

- -①氏名、年齡、住所、連絡先(電話番号)
- -②利用前2週間における以下の事項の有無(1つでも該当する場合は参加を控えるようにする。)

ア平熱を超える発熱(※2)

イ咳、のどの痛みなど風邪の症状

ウだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)

エ嗅覚や味覚の異常

オ体が重く感じる、疲れやすい等

カ新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

キ同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ク過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ の渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※1 個人情報の取扱いに十分注意する。①の事項、②の事項ともに、新歓活動や団体活動、個人的な利益等のためには一切使用せず、提出を求められた際の対応のためにのみ保管する。一ヶ月の保管期間満了後は速やかにかつ適正に破棄する。

※2 37.5度以上はアに該当するとみなす。これよりも低い場合にも慎重に自己判断し、少しでも体調に異常があれば活動参加の取りやめを検討する。

・感染者が発生した場合の対応について

[8]感染者対応

参加者は活動終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、団体の代表者に対して速やかに報告すること。参加者の中に感染者が発生した場合、責任者は以下の手順に従って対応する。

- -①適切な連絡手段を通して、大学、関係部署に報告する。大学関係部署に情報を提供する 場合は当人の許可を必ず得てからにすること。
- -②感染者とすべての参加者に対して、最後に接触をした日から起算して2週間、団体活動を停止させる。
- -③関係部署と連携し、当該感染者が活動した範囲の物品の徹底消毒を行う。

3. 屋外文化系団体ガイドライン

- [1]活動場所について
- -①屋外の場合、200人以下で行う。身体的距離は2m 前後である。
- [2]活動内容について
- -①水分補給などのボトル等は参加者が持参したものを用い、団体の活動として必ずしも必要でない食事を行わない。ただし、活動が特に長時間にわたる場合、団体の活動として必要不可欠である場合、または調理・飲食を目的とした団体である場合はその限りでないが、調理・飲食前後での衛生管理基準を制定し、徹底する。その場合周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話を控えること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。
- -②歌唱等を目的としたサークルは、対面して歌唱することを避ける。

4. 屋内文化系団体ガイドライン

[1]活動場所について

- -①屋内の場合、100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数で行う。身体的距離は2m前後である。
- -②活動中は常時換気をする。性質上それが難しい場合、休憩時間中は換気をする。
- ③屋外で実施可能な活動については屋外での開催を推奨する。
- -④身体的距離を確保できない場所において、複数人が集まって行う活動を行わない。
- [2]活動内容について

屋外文化系団体ガイドラインの内容をそのまま援用する。

5. 屋外運動系団体ガイドライン

[1]活動場所について

- -①屋外の場合、200人以下で行う。運動中以外の身体的距離は2m前後である。運動中の身体的距離については活動内容にて定める。
- -②更衣室は感染リスクが比較的高いので、利用時間をずらしたり、換気をしたり、マスクを着用したり注意すること。他団体との共用の場合は団体間の感染を防ぐためにできうる限り利用時間の調整を行う。

[2]活動内容について

ける。

- -①各種目の性質に合わせた独自の基準の制定(運動中の身体的距離、マスク着用等)を行う。その際には以下の資料を参考にする。
- ~~参考(出典:社会体育施設の再開に向けた感染拡大防止ガイドライン)~~
- ・激しい運動時や呼吸器に疾病のあるもののマスク着用は健康上危険になりうる。
- ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。(※)感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
- ・走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば 前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

-②ものの共有が避けられない運動活動では、活動中口元や目元を手で触らないことを心が

-③水分補給などのボトル等は参加者が持参したものを用い、団体の活動として必ずしも必要でない食事を行わない。ただし、活動が特に長時間にわたる場合、団体の活動として必要不可欠である場合はその限りでないが、調理・飲食前後での衛生管理基準を制定し、徹底する。その場合周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

6. 屋内運動系団体ガイドライン

[1]活動場所について

- -①屋内であれば、100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数で行う。運動中以外の身体的距離は2m前後である。運動中の身体的距離については活動内容にて定める。
- -②活動中は常時換気をする。性質上それが難しい場合、休憩時間中は換気をする。
- -③更衣室は感染リスクが比較的高いので、利用時間をずらしたり、換気をしたり、マスクを着用したり注意すること。他団体との共用の場合は団体間の感染を防ぐためにできる限り利用時間の調整を行う。

[2]活動内容について

屋外運動系ガイドラインの内容をそのまま援用する。